



佐賀県公報

平成 20 年
6 月 30 日
(月曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

◎佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

(五七・健康福祉本部) 二

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(五八・まちづくり推進課) 二

◎佐賀県水防信号及び標識に関する規則の一部を改正する規則

(五九・河川砂防課) 三

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

(六〇・職員課) 三

訓 令 甲

◎保健福祉事務所処務規程の一部改正

(一〇・健康福祉本部) 三

◎佐賀県本庁決裁等規程の一部改正

(一一・職員課) 五

選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(告示・二二) 五

◎政治資金規正法に基づく政治団体の公表

(〳・二二) 六

◎政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動

(〳・二三) 六

◎政治資金規正法に基づく政治団体の解散

(〳・二四) 七

◎政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出

(〳・二五) 八

◎政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (〳・二六) 八

◎政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し (〳・二七) 八

人事委員会事項

◎佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則・一五) 八

◎期末手当及び勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (〳・一六) 九

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (〳・一七) 九

公布された規則のあらまし

◎佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第五七号)

1 衛生対策課の分掌事務に佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に
関することを加えることとした。(第二条関係)

2 この規則は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

◎佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五八号)

1 屋外広告物の登録の申請等について、住民基本台帳ネットワークシステムの
本人確認情報を利用することができるときは、登録申請者等に係る住民票
の写し又はこれに代わる書面を省略することができることとした。(第九条
及び第九条の三関係)

2 この規則は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

◎佐賀県水防信号及び標識に関する規則の一部を改正する規則(規則第五九号)

1 引用条項及び引用語句について所要の改正を行うこととした。(第一条関
係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則(規則第六〇号)

1 健康福祉本部に医療統括監を置くことができることとした。(第一六条関

係)

2 この規則は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五十七号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成十八年佐賀県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第七項に次の一号を加える。

二十 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十年佐賀県条例第二十一号）の施行に関する事。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五十八号

佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「掲げる者」の下に「（住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定により本人確認情報を利用することができる者を除く。）」を加え、同

項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができるときは、登録申請者は、前項第六号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第九条の三に次の二項を加える。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 条例第十七条の三第一項第一号に掲げる事項の変更 条例第十七条の六第一項の規定による届出をしようとする者が法人である場合にあつては登記事項証明書、当該届出をしようとする者が個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面

二 条例第十七条の三第一項第二号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第九条第二項第一号及び第四号の書面

三 条例第十七条の三第一項第三号に掲げる事項の変更 法定代理人に係る住民票の写し又はこれに代わる書面並びに第九条第二項第一号及び第四号の書面

四 条例第十七条の三第一項第四号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

五 条例第十七条の三第一項第五号に掲げる事項の変更 第九条第二項第二号の書面

3 第九条第三項及び第四項の規定は、第一項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中「登録申請者は、前項第六号に掲げる書類」とあるのは「条例第十七条の六第一項の規定による届出をしようとする者は、住民票の写し又はこれに代わる書面」と、同条第四項中「登録申請者」とあるのは「条例第十七条の六第一項の規定による届出をしようとする者」と読

み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

佐賀県水防信号及び標識に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第五十九号

佐賀県水防信号及び標識に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県水防信号及び標識に関する規則(昭和二十四年佐賀県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

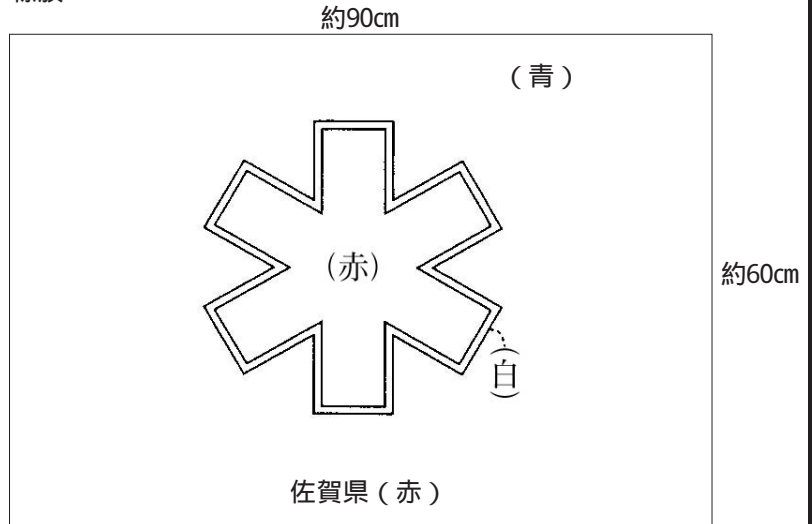
第一条中「第十一条の規定による車馬」を「第十八条に規定する車両」に改める。

第二条中「第十三条第一項の規定による」を「第二十条第一項に規定する」に改め、同条第一号中「警戒水位」を「はん濫注意水位」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第1

標旗



第二表中「第二表」を「別表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第六十号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように

改正する。

第十六条第三項中「危機管理・報道監を」の下に「、健康福祉本部に医療統括監を」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 医療統括監は、上司の命を受けて、県立病院好生館の移転及び運営形態に係る計画の策定に関する事務を掌理する。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

○ 訓 令 甲

◎佐賀県訓令甲第十号

健康福祉本部
各保健福祉事務所
各 保 健 所

保健福祉事務所処務規程（平成十八年佐賀県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一項第百八十八号の次に次の一号を加える。

百八十八の二 動物の愛護及び管理に関する法律第二十二條第三項に規定する動物取扱責任者研修に関すること。

第二条第一項第百九十六号の次に次の二号を加える。

百九十六の二 動物の愛護及び管理に関する法律第三十五條第一項及び第二項の規定による犬又はねこの引取りに関すること。

百九十六の三 動物の愛護及び管理に関する法律第三十六條第二項の規定による負傷動物等の収容に関すること。

第二条第一項第百九十八号から第二百号までを次のように改める。

百九十八 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（平成二十年佐賀県条例第二十一号）第六條第一項の規定による多頭飼養の届出の受理に関すること。

百九十九 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第七條第一項の規定による変更の届出及び同条第二項の規定による廃止の届出の受理に関すること。

二百 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第八條及び第十一條の規定による助言又は指導に関すること。

第二条第一項第二百号の次に次の七号を加える。

二百の二 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十三條の規定による助言に関すること。

二百の三 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十四條（同条例第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び処分に関すること。

二百の四 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十五條第一項（同条例

第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による譲渡及び同条第二項（同条例第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する講習会に関すること。

二百の五 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十六條第二項の規定による捕獲又は殺処分に関すること。

二百の六 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十七條第一項の規定による事故の届出の受理に関すること。

二百の七 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十八條の規定による勧告、公表及び命令に関すること。

二百の八 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例第十九條第一項の規定による報告の徴収及び立入調査に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第八十八号の次に一号を加える改正規定及び同項第九十六号の次に二号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

●佐賀県訓令甲第十一号

本 庁

現地機関

佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十年六月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第三項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 医療統括監

第十条中第十一項を第十二項とし、第四項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 医療統括監が専決することができる事務について、医療統括監が不在のときは、医療統括監があらかじめ指名する副本部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十年七月一日から施行する。

(佐賀県文書規程の一部改正)

2 佐賀県文書規程（昭和五十五年佐賀県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「危機管理・報道監専決事項」の下に、「医療統括監専決事項」を加える。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、八三四人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八一、九五〇人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五三、八九四人

唐津市・東松浦郡 三七、二〇六人

鳥栖市 一七、二六三人

多久市 六、一四四人

伊万里市 一五、五八七人

武雄市 一三、八〇四人

- 鹿島市・藤津郡 一、三五八八
- 小城市 一、一九五八
- 嬉野市 七、八九二八
- 神崎市・神埼郡 一三、二四二八
- 佐賀郡 九、三六二八
- 三養基郡 一四、七二二八
- 西松浦郡 五、八九二八
- 杵島郡 一、〇三二八

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

政党

政党の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党佐賀県鳥栖市第一支部	指山 清範	樋口 拓己	鳥栖市宿町一四三六番地

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

一 政党

委員長 松 尾 紀 男

政党の名称	異動事項	新	旧
日本共産党佐賀県西部地区委員会	会計責任者	上村 泰稔	平野 輝子
日本共産党佐賀県委員会	会計責任者	釘宮三也子	上村 泰稔
自由民主党佐賀県土地改良支部	代表者	原 憲義	大坪 忠典
社会民主党佐賀県連合	代表者	牛嶋 博明	柴田 久寛
自由民主党佐賀県看護連盟支部	会計責任者	柴田 久寛	柳瀬 映二
自由民主党芦刈町支部	代表者	南里 和幸	北川 晃
自由民主党七山支部	代表者	平野 泰造	金子 清登
	会計責任者	鬼塚 敏	吉村 陽一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
榑崎三千夫後援会	代表者	渡辺 満	岩田 哲
保利こうすけ育成会	会計責任者	進藤 健介	中村 康久
福田喜一後援会	代表者	平川 岩美	山口 恒雄
全国社会保険推進連盟佐賀県支部	会計責任者	田口 良雄	白浜 砂雄
今村昌幸後援会	会計責任者	今村ともえ	大家 和義
田中良典後援会	代表者	小形 朔生	小形 一四
西山勝後援会	主たる事務所所在地	小城市牛津町上砥川二七三一番地	小城市牛津町上砥川一本桜七二二
内川修治後援会	会計責任者	榑 由美子	内川 千賀
全国旅館政治連盟・佐賀県支部	主たる事務所所在地	嬉野市嬉野町大字下宿乙二二〇二番五五の一	嬉野市嬉野町大字下宿乙五五一
竹内和政政経研究会	主たる事務所所在地	伊万里市松島町二一八番地	伊万里市松島町二〇三番地

前田清次郎後援会	会計責任者	上野ツワ子	上野俊次郎
日本遺族政治連盟佐賀支部	会計責任者	松下 伸廣	吉岡 弘則
九州電力労働組合政治活動委員会佐賀支部	政治団体の名称	九州電力労働組合政治活動委員会佐賀支部	新九州電力労働組合政治活動委員会佐賀支部
荒木鉄也後援会	会計責任者	堤 与志昭	坂本 久雄
田中ひでかず後援会	代表者	濱田 洋	脇山 信久
大場よしひろ後援会	代表者	山崎 信孝	米倉 時嗣
原口忠則後援会	代表者	江口 文明	糸山 一義
社団法人佐賀県柔道整復師連盟	会計責任者	森山 高至	小嶋 利博
中村雄一郎後援会	代表者	池田 章	吉牟田忠雄
池田義正後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市諸富町大字山領九八四番地	佐賀市諸富町大字山領三二四番地一
角田正子後援会	会計責任者	角田 正子	角田 史恵
上峰町をよくする会	会計責任者	原 俊信	吉開 鎮男
ふじさき輝樹後援会	主たる事務所の所在地	佐賀市大和町大字久池井三三〇九	佐賀市大和町尼寺一四八五五
生きる智恵と子ども未来を考える会	主たる事務所の所在地	佐賀市新栄西一四六〇	佐賀市駅前中央一八三二一五〇三
黒田利人後援会	会計責任者	水田 明	岡村 進
中島正晴後援会	代表者	福島 義治	中島 洋
横尾俊彦後援会	代表者	牛島 和廣	鳥越 豊治
佐賀県電気工業政治連盟	会計責任者	門田 憲治	古賀 正信

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十四号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政党の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党佐賀県伊万里市第四支部	松尾 真介	平成一九年二月二八日
女性党佐賀県佐賀総支局	古川 敬子	平成一九年二月三一日
女性党佐賀県支局	國分 妙子	平成一九年二月三一日
自由民主党芦刈町支部	南里 和幸	平成二八年三月三一日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
つるだ貴久後援会	鶴田 勝	平成一九年二月三一日
中山いさお後援会	野中 敬之	平成一九年五月一日
小山明後援会	神崎 重和	平成一九年二月三一日
土井よしのぶ後援会	佐古 茂広	平成一九年二月三一日
陣内孝雄吉野ヶ里町後援会	江頭 正則	平成一九年二月三一日
佐賀県民社協会	園田 泰郎	平成一九年二月三一日
富永起雄後援会	牟田 晃	平成一九年二月三一日
石丸よしひろ後援会	吉田 俊文	平成一九年二月三一日
真政会	松尾 真介	平成一九年二月二八日
前田清次郎後援会	霜村 重雄	平成一八年三月二七日
原口弘後援会	原口 弘	平成一九年二月三一日
池田まゆみ後援会（基山びつき の会）	三浦 早苗	平成二〇年二月三三日
東脊振村陣内孝雄後援会	手塚 隆美	平成一九年二月一九日
高木三夫後援会	山野 栄一	平成一九年四月三〇日
つつみ直広後援会	畑島 剛	平成一八年四月一日
ひわたし伊助後援会	浦田 健	平成二〇年三月一五日

東内健吾後援会
横曽根法道
平成一九年二月三二日

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
梶原 睦也	嬉野市議会議員	梶原睦也後援会	嬉野市嬉野町下宿乙二二三八	梶原 睦也
八谷 克幸	佐賀県議会議員	八谷克幸後援会	神崎市神埼町永歌二八九	八谷 克幸

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
内川修治後援会	公職の種類	佐賀県議会議員	千代田町長
竹内和教政経研究会	主たる事務所の所在地	伊万里市松島町二二八番地	伊万里市松島町二〇三番地一
藤俊信後援会	公職の種類	有田町議会議員	西有田町議会議員

生きる智恵と子どもの未来を考へる会	主たる事務所の所在地	佐賀市新栄西一	四 六	佐賀市駅前中央一	八
近代政策研究会	公職の種類	鳥栖市長		佐賀県議会議員	

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年六月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
松尾 真介	佐賀県議会議員	真政会	伊万里市瀬戸町二二三五五	松尾 真介	平成二〇年二月七日
原口 弘	伊万里市議会議員	原口弘後援会	伊万里市松浦町山形五八三三	原口 弘	平成二〇年二月二五日

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十五号

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
 別表第二の六の表の6級の項中

川崎	69,300円	を
----	---------	---

に改める。

川崎	86,700円	を
川崎	69,300円	

に改める。

別表第三の六の表の6級の項中

川崎	53,200円	を
----	---------	---

を

川崎	66,500円	に改める。
川崎	53,200円	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十六号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一号を加える。

六 医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち、職務の級が六級の職員
 附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

◎佐賀県人事委員会規則第十七号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一号を加える。

五 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの

別表第六の6級の項を次のように改める。

6級	1 県立病院好生館の副館長の職務
	2 県立病院好生館の総看護師長の職務
	3 総合看護学院の学院長又は副学院長の職務

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

購読料
申込先 一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年六月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社